

## 与論町立学校の部活動等の方針

与論町教育委員会

### 基本的な考え方

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や、責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置付けられた活動である。

また、部活動は、参加する生徒にとって、スポーツ、文化芸術等の活動機会を幅広く得られる場であるとともに、体力や技能の向上に資することはもとより、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会になっている。さらに、部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有している。

しかしながら、部活動については、「いわゆる勝利至上主義のもと、大会等で勝つことのみを重視した過度な練習や、指導者による体罰及びハラスメント行為が、かえって、生徒が生涯を通してスポーツや文化芸術活動に親しむための基盤を崩してきた」という課題や、「教師に競技経験や文化芸術活動の経験がないために専門的な指導ができず、生徒のニーズに応えることができていない」等の課題が全国的に指摘されてきた。

また、部活動の設置・運営は法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務であるが、部活動の運営は勤務を要しない日（休日）の活動を含めた教師の献身的な勤務によって支えられており、そのことが、中学校の教師の長時間勤務の要因の一つとなってきた。

さらに、教職員の異動等で部活動顧問が交代するたびに部活動の指導方針が変わったり、新たな顧問の競技経験や文化芸術活動の経験の多寡によって部活動指導の質が上下したりするという状況がしばしば生じていることから、地域において部活動指導の人材を確保していくことにより、教職員の異動後も地域で部活動指導の一貫性や専門性を保持していくことが求められている。

これらの課題は与論町においても同様であり、与論町立与論中学校（以下、「中学校」という。）では、教師の部活動に係る負担軽減を図るとともに、生徒のスポーツ及び文化芸術等の環境をより専門的で持続性の高いものにしていく必要がある。そこで、本方針を改定し、次の5つの視点から、教育委員会、学校及び部活動の指導者<sup>1</sup>が取り組むべきことを示す。

- 1 適切な運営のための体制整備
- 2 合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するための取組
- 3 適切な休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
- 5 参加する大会等の見直し

<sup>1</sup> 「部活動の指導者」とは、学校部活動の顧問、副顧問及び部活動指導員、並びに地域部活動の地域指導者等、部活動の指導を行う者の総称

なお、本方針は、中学校の部活動を主な対象とし、小学校が設置する金管バンド等にも適用する。<sup>2</sup>

また、本方針が示す取組は、保護者及び地域の理解と協力を得ながら推進するとともに、国や県の動向、本町での状況等を踏まえながら、改善と充実を図るものとする。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動方針等の策定

ア 与論町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、中学校に「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の方針」という。）を策定させる。

イ 与論中学校長（以下、「校長」という。）は、本方針に則り、毎年度、学校の方針を策定する。また、学校の方針及び年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）をPTAで説明したり、学校のホームページに掲載したりすることにより公表する。

ウ 部活動顧問は、学校の方針に則って活動計画等を作成し、校長に提出する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 教育委員会は、学校、生徒、保護者、地域の理解を得ながら、教師の勤務を要する日（平日）に学校の活動として行われる部活動（学校部活動）と、教師の勤務を要しない日（休日）に地域のスポーツ活動ないし地域の文化芸術活動として行われる部活動（地域部活動）とを合理的に分け、「教師の長時間勤務の緩和」と「部活動の専門性と持続性の向上」の双方の実現を図る。

イ 教育委員会及び校長は、地域部活動の運営主体となる総合型地域スポーツクラブ（ヨロンSC）や地域の体育連盟、地域の文化芸術団体等と連携し、学校部活動の部活動指導員及び地域部活動の地域指導者の確保に努める。

ウ 教育委員会は、学校部活動及び地域部活動の運営が適切に行われるよう、研修会を通して管理職に対する指導を行うとともに、部活動指導員及び地域指導者が、部活動の意義を理解した上で、生徒のスポーツ・文化への興味関心の向上や体力・技能に資する指導を行えるようにするための研修会を実施する。

エ 教育委員会は、教師等の部活動への関与について、「学校における業務改善アクションプラン」等に係る調査の結果に基づき、学校への指導や地域への助言を行う。

オ 校長は、生徒や教師の人数、学校部活動の部活動指導員及び地域部活動の地域指導者の活用状況等に基づき、学校の実情に即した部活動数を定める。

カ 校長は、各部活動の活動計画及び活動実績を確認し、適宜指導と是正を行うとともに、鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例<sup>3</sup>に示されたいわゆる4号業務等

<sup>2</sup> 金管バンド等とは、金管バンドや吹奏楽、合唱などの活動を任意で行っている団体を示す。なお、スポーツ少年団についても、各団体の活動方針に基づき、適切に行うものとする。

<sup>3</sup> 「鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（県条例第51号）」平成31年3月22日改正

- ・ 部活動指導業務（休日等） 日額2,700円（3時間）
- ・ 対外運動競技等引率業務（泊を伴う）日額5,100円

や、教育公務員特例法<sup>4</sup>に示された兼職の許可等について部活動顧問に確認させ、適切な運用に努める。

## 2 合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 教育委員会は、部活動が適切に運営されるよう、安全対策、体罰・ハラスメントの根絶等について、適宜、学校及び部活動の指導者への指導と助言及び支援を行う。

イ 校長は、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）、並びに体罰及びハラスメントの根絶を徹底する。

ウ 部活動の指導者は、生徒の健全でバランスのとれた成長に配慮する視点から休養を適切に取らせることや、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、様々な活動に参加する機会を奪う場合があること等を正しく理解して指導する。

エ 部活動の指導者は、体罰及びハラスメントに依らない指導を徹底する。

オ 部活動の指導者は、生徒とのコミュニケーションを十分に図るとともに、生徒の体力・運動能力及び文化芸術に係る資質・能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しむ基礎を培う。

カ 部活動の指導者は、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、一人一人の発育段階や、体力・技能等の程度を考慮するとともに、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや文化芸術活動を多様に楽しむことができるよう配慮する。

キ 部活動の指導者は、生徒主体のキャプテン会議や部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重しながら、生徒と共に学び合う関係を構築し、健全でバランスのとれた成長に配慮した指導を行う。

ク 部活動の指導者は、部活動のリーダー等に対し、安全面や合理的な練習方法等について十分指導し、生徒の自主的な運営を促進する。

### (2) 部活動に関する指導の手引の活用

部活動の指導者は、中央競技団体や各分野の関係団体等が作成する指導の手引等を活用して、合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

### (1) 休養日の設定

ア 1年間を52週とし、この内、定期テスト期間（5週間）及び夏季・冬季休業や年度末・年度初めの休業等の長期休業中の一定期間（計2週間）を、部活動を行わな

<sup>4</sup> 「教育公務員特例法第17条（兼職及び他の事業等の従事）」

1 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業もしくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。第23条第2項及び第24条第2項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けずに、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、地方公務員法第38条第2項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

い期間とする。

イ 学期中に部活動を行う週は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。

① 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は1日以上を休養日とする。

② 休養日は「家庭学習推進の日」等に充てる。

③ 大会参加等により週末の2日間を活動した場合は、休養日を後日に振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。

エ 生徒や部活動の指導者が十分な休養を取ることができるようにするとともに、部活動以外にも多様な活動を行えるよう、長期休業中にまとまった休養期間（オフシーズン）を設ける。

オ 定時退校日や学校閉庁日、年末年始は原則として休養日とする。

## (2) 活動時間・活動内容の設定

ア 1日の活動時間は、平日は2時間まで、週末及び祝日は3時間までとし、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、長期休業中の1日の活動時間は3時間までとする。

イ 活動中の事故や熱中症を防ぐために、一人一人の発達段階や、体力・技能の程度、天候や気温等の環境条件を考慮しながら活動内容を設定する。

## (3) 休養日及び活動時間等の運用について

ア 教育委員会は、学校の指導の実態を把握するとともに、適宜指導と助言を行いながら、適切な運用がなされるよう指導する。

イ 校長は、各部活動の休養日及び活動時間等を把握するとともに、適宜指導と是正を行い、適切な運用を徹底する。

ウ 校長は、地域や学校の実態を踏まえ、定期テスト前後の一定期間において全部活動共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるなどの工夫を行う。

## 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた活動の場の確保

ア 教育委員会は、地域人材から部活動を指導する者を積極的に任用するとともに、地理的制約を越えて生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる ICT 活用の在り方を検討する。

イ 校長及び部活動の指導者は、設置していない部活動の大会等への参加を希望する生徒については、保護者等と連携を図り、出場の可否を検討する<sup>5</sup>。

### (2) 地域との連携

教育委員会は、「教師の長時間勤務の緩和」と「部活動の専門性と持続性の向上」の

---

<sup>5</sup> 平成29年4月3日付「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について(通知)」には、「各種競技大会等への参加が教育上有意義であることなど一定の要件を満たす場合には、『出席』扱いとすることができる。」とある。

ための環境づくりとして、平日の学校部活動において部活動指導員による指導を推進するとともに、休日の部活動を段階的に地域に移行し、地域指導者に部活動の指導を担わせるという体制を構築していく。その際、次の点に留意する。

ア 教育委員会は、平日の学校部活動に部活動指導員が関わることや、休日の地域部活動の指導が、学校の監督の下、地域の体育連盟や地域の文化芸術団体等から派遣された地域指導者によって行われることについて、学校、生徒、保護者等の理解が得られるよう努める。

イ 休日の地域部活動において指導を希望する教師は、兼職許可を得た上で、地域指導者として休日の指導に従事することとする。このことについて、教育委員会は、兼職許可の仕組みを明確な形で学校に示すとともに、学校は兼職許可の手続きに遺漏のないようにする。

ウ 部活動の指導者は、学校部活動の顧問及び部活動に所属する生徒の意向を踏まえながら指導方針や活動内容を決定する。その際、地域部活動の地域指導者は学校の方針を遵守する。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

### (1) 大会主催者等への要請

教育委員会は、参加する大会等の全体像を把握し、大会参加が生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないよう、県教育委員会と連携しながら、必要に応じて主催者に大会の統廃合等の要請を行う。

### (2) 参加する大会の上限

ア 部活動における各種大会<sup>6</sup>の参加回数は、生徒や部活動の指導者の精神的・身体的負担や保護者の経済的負担を考慮して全体的に縮減を図ることとし、現状を踏まえ<sup>7</sup>、以下の①及び②を目安とする。なお、現状として参加の回数が①や②を上回っている部活動については、段階的に縮減を図るものとする。

① 運動部活動は、中学校体育連盟及び競技団体等が主催する大会等への参加について、合わせて最大年6回以内とする。

② 文化部活動は、大会や地域の行事、催し等への参加について、合わせて最大年5回以内とする。

イ 校長は、生徒の心身の発達及び競技の特性等を踏まえ、参加する大会等を精査する。また、校長は、練習試合等についても実態把握に努め、生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないように十分留意する。

ウ 部活動の指導者は、生徒や指導者自身の過度な負担とならないよう計画的な大会等参加に努める。

<sup>6</sup> リーグ戦や、予選を経て上位大会につながる一連の大会は1大会とする。

<sup>7</sup> 参考「与論町立学校の部活動等の方針」改定に係る調査より（令和3年1月）

○調査対象：与論中学校の9部活動 ○調査結果：大会参加回数平均3.2回（最大6回，最小0回）